

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[9] 1-ニトロピレン 初期環境調査・水質(単位: ng/L) 地点ベース検出頻度: 0/22(欠測等: 0) 検体ベース検出頻度: 0/22(欠測等: 0) 検出範囲: nd 検出下限値範囲: 0.15~0.18 検出下限値: 0.18 要求検出下限値: 0.6	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋(石狩市)	nd	0.15
		2	十勝川すずらん大橋(帯広市)	nd	0.15
		3	天塩川恩根内大橋(美深町)	nd	0.15
		4	苫小牧港	nd	0.15
		5	室蘭港	nd	0.15
	岩手県	6	豊沢川(花巻市)	nd	0.18
	秋田県	7	秋田運河(秋田市)	nd	0.15
	山形県	8	最上川河口(酒田市)	nd	0.18
	千葉県	9	養老川浅井橋(市原市)	nd	0.18
	東京都	10	荒川河口(江東区)	nd	0.15
		11	隅田川河口(港区)	nd	0.15
	横浜市	12	横浜港	nd	0.15
	愛知県	13	名古屋港潮見ふ頭西	nd	0.18
	名古屋市	14	堀川港新橋(名古屋市)	nd	0.18
	三重県	15	四日市港	nd	0.18
	大阪府	16	大和川河口(堺市)	nd	0.15
	兵庫県	17	姫路沖	nd	0.15
	岡山県	18	水島沖	nd	0.15
	山口県	19	徳山湾	nd	0.15
	福岡県	20	大牟田沖	nd	0.18
		21	雷山川加布羅橋(糸島市)	nd	0.18
	北九州市	22	洞海湾	nd	0.15

(注1) 「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠測等は除く)を、

「検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠測等は除く)をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd: 不検出